

公益財団法人とちぎ未来づくり財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

(平成25年4月1日 公益財団法人とちぎ未来づくり財団規程第10号)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とちぎ未来づくり財団（以下「財団」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員に係る報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員に係る報酬は、下記の金額を上限とし、評議員会の決議を経て決定する。

- (1) 常勤役員（定款第23条第2項の規定により理事会で選定された者をいう。以下同じ。）の報酬は月額とし、1月につき400,000円以内とする。
- (2) 非常勤役員（常勤役員以外の役員をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬は日額とし、1日につき12,000円以内とする。

2 報酬の支給は、銀行振込又は現金支給とし、支給の時期は次のとおりとする。

- (1) 常勤役員 栃木県職員の例による。
- (2) 非常勤役員及び評議員 理事会又は評議員会に出席した場合等その都度支給する。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、報酬の受領を辞退する非常勤役員又は評議員には、報酬を支給しないものとする。

4 常勤役員が職員を兼務する場合、第1項第1号に規定する役員報酬のみを支給し、職員給与規程に定める給与は支給しない。

5 非常勤役員が職員を兼務する場合、職員給与規程に定める給与のみを支給し、第1項第2号に規定する役員報酬は支給しない。

(賞与)

第3条 常勤役員に賞与として1年度内に支給する期末手当は、報酬の月額に3を乗じて得た額を上限とし、評議員会の決議を経て決定する。

2 賞与の支給方法及び支給時期は、栃木県職員の例による。

(報酬等の支給期間)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等は、就任した日から退任した日まで支給する。

2 常勤役員が死亡した場合における報酬は、その月まで支給する。

(栃木県からの派遣職員の特例)

第5条 栃木県からの派遣により常勤役員となっている者の報酬等については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、栃木県職員の例による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 財団法人とちぎ未来づくり財団役員報酬規程（平成23年規程第10号）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日より施行する。